

VI 留意事項

設計業務等の価格積算基準等の留意事項について

〔平成 13 年 3 月 29 日 12 農振第 1978 号
農村振興局整備部長から
各地方農政局整備部長あて〕

一部改正	平成 14 年 3 月 28 日	13 農振第 3697 号
〃	平成 15 年 3 月 28 日	14 農振第 2710 号
〃	平成 16 年 3 月 29 日	15 農振第 2814 号
〃	平成 18 年 3 月 30 日	17 農振第 2198 号
〃	平成 19 年 3 月 29 日	18 農振第 2110 号
〃	平成 20 年 3 月 31 日	19 農振第 2195 号
〃	平成 21 年 3 月 31 日	20 農振第 2291 号
〃	平成 22 年 3 月 31 日	21 農振第 2517 号
〃	平成 23 年 3 月 31 日	22 農振第 2312 号
〃	平成 24 年 3 月 30 日	23 農振第 2642 号
〃	平成 25 年 3 月 29 日	24 農振第 2309 号
〃	平成 26 年 3 月 31 日	25 農振第 2279 号
〃	平成 27 年 3 月 30 日	26 農振第 2015 号
〃	平成 28 年 3 月 29 日	27 農振第 2189 号
〃	平成 29 年 3 月 30 日	28 農振第 2195 号
〃	平成 30 年 3 月 29 日	29 農振第 2180 号
〃	平成 30 年 9 月 20 日	30 農振第 1848 号
〃	平成 31 年 3 月 28 日	30 農振第 3848 号
〃	令和 2 年 4 月 1 日	元 農振第 3400 号
〃	令和 3 年 3 月 19 日	2 農振第 3048 号
〃	令和 4 年 3 月 25 日	3 農振第 2712 号
〃	令和 5 年 3 月 29 日	4 農振第 3571 号
〃	令和 6 年 3 月 28 日	5 農振第 3162 号

このたび、別紙のとおり「設計業務等の価格積算基準等の留意事項」を作成したので、参考とされたい。

なお、「設計業務等特別仕様書（模範例）について」（平成 6 年 3 月 31 日付け 6-36 構造改善局建設部長通知）、「改良山成工設計施工参考資料について」（昭和 56 年 3 月 28 日付け 56-35 構造改善局建設部設計課施工企画調整室長通知）は平成 13 年 3 月 31 日限りで廃止する。

貴管下都府県に対して、貴職から参考までに送付されたい。

〔編注〕 「設計業務の価格積算基準の運用について」（平成 13 年 3 月 29 日付け 12 農振第 1979 号農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知）は、平成 16 年 3 月 31 日限りで廃止する。（平成 16 年 3 月 29 日改正）

本趣旨は、農村振興局整備部長から北海道開発局農業水産部長、沖縄総合事務局農林水産部長、森林総合研究所森林農地整備センター農用地業務部長あて参考送付されている。

別 紙

設計業務等の価格積算基準等の留意事項

第 1 記録映像製作業務の間接経費率及び諸経費率の標準値

間接経費率及び諸経費率の標準値は、次表の値とする。

種 別	区 分	標準値 (%)
企 画 業 務 費	諸 経 費 率	20
撮 影 業 務 費	間 接 経 費 率	25
	諸 経 費 率	20
編 集 業 務 費	間 接 経 費 率	25
	諸 経 費 率	20

第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について

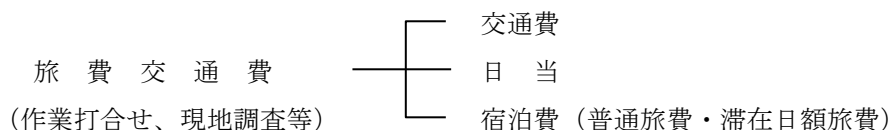
1 適用範囲

この要領は、農林水産省が実施する国営土地改良事業に係る地質、土質調査業務、測量業務及び設計業務等の旅費交通費の価格積算を行うに当たって、その基準を示したものである。

なお、この基準は、国家公務員等の旅費に関する法律、国家公務員等の旅費支給規程、農林水産省所管旅費支給規則、農林水産省職員日額旅費支給規則を準用して定めたものである。

2 旅費交通費の構成

旅費交通費の構成は、次のとおりとする。



(注) 作業打合せ及び現地作業等の旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。

3 旅費交通費構成費目の内容

現地作業等旅費交通費、打合せ旅費交通費は、作業打合せ及び現地調査等に必要な経費で、交通費、日当、宿泊費で構成する。

(1) 交通費

交通費は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者の移動に要する費用である。

(2) 日当

日当は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者に要する費用である。

(3) 宿泊費

宿泊費は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者の宿泊等に要する費用である。

4 旅費交通費対象職種 ※主な業務について記載

(1) 地質、土質調査業務

地質、土質調査業務における旅費交通費対象職種は、次のとおりとする。

地質調査技師、主任地質調査員、地質調査員

(2) 測量業務

測量業務における旅費交通費対象職種は、次のとおりとする。

測量主任技師、測量技師、測量技師補、測量助手、測量補助員、操縦士、整備士、撮影士、撮影助手、測量船操縦士

(3) 設計業務

設計業務における旅費交通費対象職種は、次のとおりとする。

主任技術者、技師長、主任技師、技師A、技師B、技師C、技術員

5 旅費交通費の積算

作業打合せ及び現地作業等に要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の積算方法により算定する。

交通手段の選定にあたっては「5-2 通勤及び滞在の区分」、交通費の算定にあたっては「5-5 交通費」によるものとし、現地での作業を伴う業務はライトバン、その他の業務については公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

5-1 積算上の基地

旅費交通費の積算上の基地は、原則として県庁所在地又は近隣の主要都市、業務内容が技術的に高度な場合は、近隣の政令指定都市、若しくはそれに準ずる大都市とし、旅行の起点は、基地とする県庁所在地又は主要都市における官署（県庁又は市役所等）の最寄りの駅又は停留所とする。

なお、指名業者のうち前記で示した基地より現地に近い本支店等が入った場合は、その本支店等が所在する都市を積算上の基地とする。随意契約の場合は契約を締結しようとしている業者の所在地とする。

5-2 通勤及び滞在の区分

5-2-1 通勤により業務を行う場合

通勤により業務を行う基準は次を標準とする。

(1) ライトバンの場合

積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道60km程度)若しくは片道所要時間1時間程度とする。

(2) 公共交通機関の場合

積算上の基地から現地まで、公共交通機関を利用する場合は片道所要時間2時間程度とする。

5-2-2 滞在して業務を行う場合

滞在して業務を行うかどうかの判断は下記を目安とする。

(1) ライトバンの場合

上記、5-2-1の(1)の範囲を越え、現地に滞在して業務を実施する場合。

(2) 公共交通機関の場合

上記、5-2-1の(2)の範囲を越え、現地に滞在して業務を実施する場合。

5-3 現地作業等旅費交通費の積算

5-3-1 通勤により業務を行う場合

- (1) 旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金）のみ計上することとする。なお、測量作業においては、連絡車（ライトバン）運転経費は、測量標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。

5-3-2 滞在して業務を行う場合

- (1) 現地作業等

$$\text{旅費交通費} = \underbrace{(\text{交通費} + \text{日当}) \times \text{往復} + \text{宿泊費}(1 \text{ 泊目})}_{\text{5-6(1)の日当及び宿泊費}} + \underbrace{\text{宿泊費} \times \text{滞在日数}}_{\text{5-6(2)の滞在して業務を行う場合の宿泊費}}$$

普通旅費相当分 滞在日額旅費相当分

※注 交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金）

ア 宿泊費の積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊費とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊費を計上する。

イ 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。ただし、往復移動距離が 100km 未満の場合は、日当を計上しない。

ウ 日当は、移動に要する日が 0.5 日未満で昼食を要しないことが明らかな日である場合は 2 分の 1 の額を計上する。

エ 日当は、ライトバンを利用する等により交通費実費が伴わない場合は 2 分の 1 の額とする。

オ ウ及びエの条件を同時に満たす場合は、日当を計上しない。

カ 交通費は、積算上の基地から滞在地までの移動に要する費用を計上する。

なお、滞在地から現地までの交通費は、別途計上しないものとする。

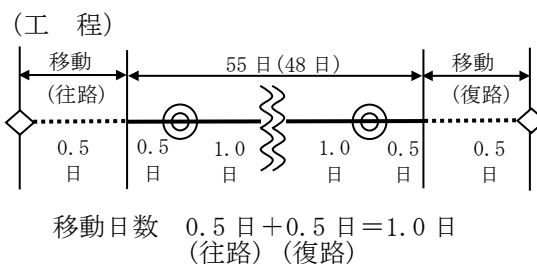
5-3-3 現地作業等旅費交通費の積算例

(1) 滞在（技術者単価は、令和6年4月単価を使用し消費税10%で税抜き計算している）

ア 積算条件

業務内容：測量業務
滞在地：乙地方
基地～滞在地までの距離：120km

職種区分	編成 (人)	外業 実日数	滞在 日数
測量技師	1	35	48
測量技師補	1	40	55
測量助手	1	40	55



イ 交通費

ライトバン 1日当たり運転時間4hr (120km÷30km/hr) より損料=1,900 円/日、ガソリン=1,566 円(145 円/ℓ)

ウ 旅費交通費

普通旅費相当分				滞在地額旅費相当分			
交通費	日当	日数	宿泊費	宿泊費	日数	宿泊費	日数
測量技師	(0 + 1,000)	×	2	+ 8,909	+ 8,354	×	28
測量技師補	(0 + 773)	×	2	+ 7,090	+ 6,736	×	28
測量助手	(0 + 773)	×	2	+ 7,090	+ 6,736	×	28
旅費交通費計=387,492 + 354,882 + 354,882 + (1,900 + 1,566) × 2 =1,104,188 円							

5-4 打合せ旅費交通費の積算

打合せについては公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

5-4-1 通勤により打合せを行う場合

(1) 旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金）のみ計上することとする。

5-4-2 滞在中に打合せを行う場合

(1) 宿泊を要する場合

$$\text{旅費交通費} = \underbrace{(\text{交通費} + \text{日当}) \times \text{往復} + \text{宿泊費}(1 \text{ 泊目})}_{5-6(1) \text{ の日当及び宿泊費}} + \underbrace{(\text{宿泊費} + \text{日当}) \times \text{滞在地数}}_{\text{宿泊 2 泊目以降分}}$$

※注 交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金）

ア 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数、打合せを行うために滞在した日数について計上する。

ただし、往復移動距離が 100km 未満の場合は、日当を計上しない。

イ 日当は、移動に要する日が 0.5 日未満で昼食を要しないことが明らかな日である場合は 2 分の 1 の額を計上する。

ウ 日当は、ライトバンを利用する等により交通費実費が伴わない場合は2分の1の額とする。

エ イ及びウの条件を同時に満たす場合は、日当を計上しない。

オ 日当は、移動が伴わない場合は2分の1の額とする。

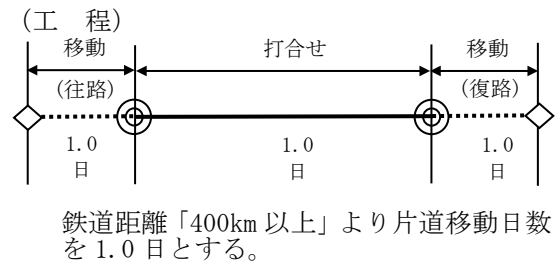
5-4-3 打合せ旅費交通費の積算例

(1) 滞在（技術者単価は、令和6年4月単価を使用し消費税10%で税抜き計算している）

ア 積算条件

業務内容：設計業務
滞在地：乙地方
基地～目的地までの距離：430km

職種区分	編成(人)	打合せ日数
主任技師	1	1
技師 A	1	1
技師 B	1	1



イ 交通費

鉄道運賃 普通運賃（片道）＝6,000円×100÷110＝5,454円

特急料金（片道）＝4,000円×100÷110＝3,636円

計＝9,090円

ウ 旅費交通費

普通旅費相当分				宿泊2泊目以降分			
交通費	日当	日数	宿泊費	宿泊費	日当	日数	
主任技師	＝(9,090＋2,363)	×2	＋10,727	＋(10,727＋1,182)	×1	＝45,542円	
技師 A	＝(9,090＋2,000)	×2	＋8,909	＋(8,909＋1,000)	×1	＝40,998円	
技師 B	＝(9,090＋2,000)	×2	＋8,909	＋(8,909＋1,000)	×1	＝40,998円	
旅費交通費計＝45,542＋40,998＋40,998＝127,538円							

5-5 交通費

当該業務に必要な交通費を積上げて算定するものとし、公共交通機関による交通費は、往復割引があるものについては割引料金を適用した積算とする。

また、ライトバンによる交通費のうち高速料金については、各種割引が明確な場合は、割引料金を適用した積算とする。

なお、交通費の算定は、現地作業及び打合せに係る技術者の所要人員に運賃等を乗じて求めるものとする。

消費税相当分を含んだ金額の場合の積算は、消費税率で割り戻した金額とする。（1円未満切り捨て）

(1) 鉄道運賃

旅客運賃、特別急行料金及び急行料金の計上の区分は、下表のとおりとする。

片道一路線の距離	旅客運賃	特別急行料金	急行料金
$L < 50\text{km}$	○		
$50\text{km} \leq L < 100\text{km}$	○		○
$100\text{km} \leq L$	○	○	

(注) 1 片道一路線とは、乗り換え毎に算出する。したがって、出発地から現地までの

- 距離が 100 km を越えても乗り換え毎の距離が 100 km 未満であれば、特別急行料金は計上できない。
- 2 特別急行列車、急行列車、全車指定列車だけしか運行されていない路線については距離に関係なくそれぞれの料金を計上する。
 - 3 複数の路線がある場合は、最も経済的な経路により計上する。

(2) 船賃

船賃は、旅客運賃を計上する。なお、座席指定だけの路線については、座席指定料金も計上する。

(3) 航空賃

当該業務の内容及び日程並びに当該業務に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な経路の場合に計上する。

(4) 車賃

バス路線は、普通運賃を計上する。

(5) ライトバン損料等

ライトバン損料等は、下表のとおり計上する。

名 称	単位	数 量	単価	摘 要
ライトバン運転1時間当たり損料	時間			1. 5L 土地改良事業等請負工事機械 経費算定基準による。
ライトバン供用1日当たり損料	供用日			
ガソリン	リットル			

- (注) 1 ライトバンの運転時間は、一般道路 30 km/h、高速道路等 80 km/h で計算し時間当たりに四捨五入する。
- 2 高速道路等の料金は、別途計上する。(消費税抜きの金額)
- 3 運転労務は計上しない。

5-6 日当、宿泊費単価

(1) 日当及び宿泊費

(令和6年4月1日現在)

職 種	普 通 旅 費			摘 要
	日 当	宿 泊 費		
		甲 地 方	乙 地 方	
調査業務				
地質調査技師	2,200	10,900	9,800	国家公務員行（一）職4級相当
主任地質調査員	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃
地質調査員	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
測量業務				
測量主任技師	2,200	10,900	9,800	国家公務員行（一）職6級相当
測量技師	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃
測量技師補	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃
測量助手	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
測量補助員	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
操縦士	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃
整備士	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃
撮影士	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃
撮影助手	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
測量船操縦士	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
設計業務				
主任技術者	2,600	13,100	11,800	国家公務員行（一）職10級相当
技師長	2,600	13,100	11,800	〃 9 〃
主任技師	2,600	13,100	11,800	〃 7 〃
技師A	2,200	10,900	9,800	〃 6 〃
技師B	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃
技師C	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃
技術員	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃

(注) 1 上表の金額は、消費税相当分を含んだ金額である。

積算は、消費税率で割り戻した金額とする。（1円未満切り捨て）

2 宿泊費の欄中の甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

3 地質、土質調査業務の解析業務は設計業務に準ずる。

4 宿泊費（普通旅費）は、現地に到着した日を計上する。

(2) 滞在して業務を行う場合の宿泊費

(令和6年4月1日現在)

職 種	滞 在 日 額 旅 費			摘 要
	宿 泊 費			
	30 日未満	30以上60日 未満	60日以上	
調査業務				
地質調査技師	9, 190	8, 260	7, 350	国家公務員行（一）職 3 級相当以上
主任地質調査員	7, 410	6, 670	5, 930	国家公務員行（一）職 2 級相当以下
地質調査員	7, 410	6, 670	5, 930	〃
測量業務				
測量主任技師	9, 190	8, 260	7, 350	国家公務員行（一）職 3 級相当以上
測量技師	9, 190	8, 260	7, 350	〃
測量技師補	7, 410	6, 670	5, 930	国家公務員行（一）職 2 級相当以下
測量助手	7, 410	6, 670	5, 930	〃
測量補助員	7, 410	6, 670	5, 930	〃
操縦士	9, 190	8, 260	7, 350	国家公務員行（一）職 3 級相当以上
整備士	9, 190	8, 260	7, 350	〃
撮影士	9, 190	8, 260	7, 350	〃
撮影助手	7, 410	6, 670	5, 930	国家公務員行（一）職 2 級相当以下
測量船操縦士	7, 410	6, 670	5, 930	〃
設計業務				
主任技術者	9, 190	8, 260	7, 350	国家公務員行（一）職 3 級相当以上
技師長	9, 190	8, 260	7, 350	〃
主任技師	9, 190	8, 260	7, 350	〃
技師 A	9, 190	8, 260	7, 350	〃
技師 B	9, 190	8, 260	7, 350	〃
技師 C	9, 190	8, 260	7, 350	〃
技術員	7, 410	6, 670	5, 930	国家公務員行（一）職 2 級相当以下

(注) 1 上表の金額は、消費税相当分を含んだ金額である。

積算は、消費税率で割り戻した金額とする。（1円未満切り捨て）

積算は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊費とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊費を計上する。

2 地質、土質調査業務の解析業務は設計業務に準ずる。

5-7 移動日の算定

移動日は、下記のとおり計上する。ただし、実情を考慮して計上するものとする。

	片道1.0日計上	片道0.5日計上	備 考
鉄 道	$L \geq 400\text{km}$	$400\text{km} > L$	
水 路	$L \geq 200\text{km}$	$200\text{km} > L$	
バス路線	$L \geq 50\text{km}$	$50\text{km} > L$	

- (注) (1) ライトバンの場合は、通勤が不可能で往復の移動時間が6時間未満の場合は片道0.25日(往復0.5日)、6時間以上の場合は片道0.5日(往復1.0日)の移動日を計上する。
- (2) 旅費交通費の他に、移動日に係る基準日額は移動日数を合計し0.5日単位で直接人件費に計上する。
- (3) 鉄道、水路及びバス路線が継続する場合は、バス路線を1として他の路線を換算して計算する。
- (4) 外業の場合は、ライトバンにより計算する。
- (5) 日当は1.0日単位で計上する。

参 考

打合せ及び外業作業に係る所要日数の算定方法

- ① 調査・測量業務の外業に係る所要日数の算定は、下記によるものとするが、5日以下の場合は適用しない。

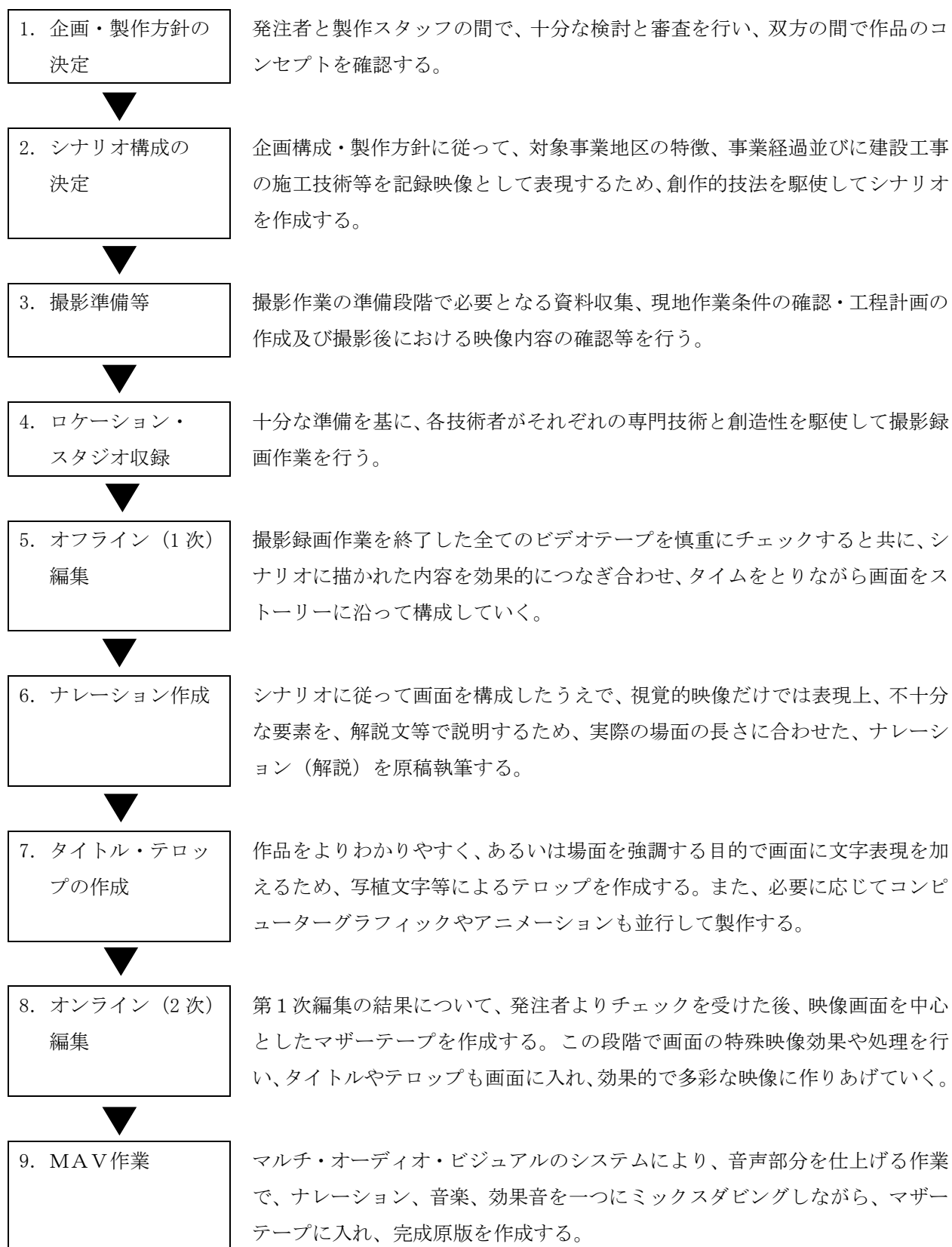
所要日数＝移動に係る日数＋滞在日数

滞在日数＝(外業実日数)×30/22(小数点以下切上げ整数止)

- ② 打合せ及び設計業務の現地調査等は、移動日を考慮した実日数とする。

第3 記録映像製作業務の留意事項について

1 ビデオ企画・撮影・編集業務製作工程



1-1 ビデオ企画・撮影・編集業務工程の用語説明

(1) アニメーション

動画、静止した物体又は画を1コマ〜数コマずつ撮影し、動きのある映像にする手法。

(2) オフライン（1次）編集

本編集を行う前に素材テープからコピーしたワークテープにより編集データを作成するための仮編集作業。

(3) オンライン（2次）編集

オフライン編集で得られた編集データを元にして、コンピューターを利用した電子編集機による本編集。

(4) コンピューターグラフィック

コンピューターを利用して図形、線画、グラフ等の作画、あるいはカメラ、VTRから映像信号を入力し、色、形等を変化させ作画する表現方法。

(5) シナリオ

映画の為の脚本、映画のストーリーをその展開にしたがって具体的に書いたもの。

(6) タイトル

表題など。

(7) テロップ

編集時に画面上に合成させる文字を書いたカード。

(8) マザーテープ

複製のためにマスターテープからコピーされたマスターに準ずるテープ。

(9) マルチ・オーディオ・ビジュアル（MAV作業）

映像編集後完成音を作るため、現地音、効果音、音楽、解説等を画面と同期させて録音する作業。

(10) ロケーション

屋外撮影。街頭や自然の景色そのものの撮影あるいはそれらを背景にした演技ないし商品の撮影。

1-2 納品用DVDの用語説明

(1) DVDオーサリング

マザーテープの映像や音声をDVD-Video規格へ変換する作業。

(2) DVDマスタリング

量産用DVDプレスをするための原盤製作作業。

(3) DVDプレス

原盤からDVDを複製する作業。

2 マザーテープの保管

ビデオテープ（マザーテープ）の寄託契約に関しては、磁気テープの性質上保存が不安定であるので、寄託条件については発注者と受注者との協議の上、決定するものとする。

3 記録映像製作業務共通仕様書（例）

第1条（適用範囲）

この仕様書は〇〇農政局〇〇〇〇〇事業（務）所が企画する記録映像製作業務（以下「業務」という。）に適用する。

2. 特別仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条（用語の定義）

指示、承認、協議とは次の定義による。

- (1) 指示とは、発注者の発議により、監督職員が受注者に対し監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画など示して実施させることをいう。
- (2) 承認とは、受注者の発議により、発注者の監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

第3条（疑義）

受注者は、業務実施に当たり、仕様書及び構成内容等に疑義を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。

第4条（業務計画）

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務場所
 - (2) 業務内容及び方法
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の品質を確保するための計画
 - (7) 成果物の内容等
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第5条（業務実績データの作成及び登録）

受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
 - (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。
 - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。ただし、変更時と完了時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

- (3) 完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うのとする。

第6条（貸与品）

発注者は、受注者に対し本業務に必要な資料を貸与するものとする。

2. 受注者は、発注者から受けた貸与品については、その受払状況を記録した帳簿を備えつけるとともに、善良な管理のもとで使用しなければならない。
3. 業務が完了した時は、速やかに返納するものとする。

第7条（業務確認）

受注者は、主要な業務の区切り目等において、監督職員の指示した箇所については、監督職員の承認を得なければ次の作業を進めてはならない。

第8条（業務管理）

受注者は、業務実施に当たり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。

2. 航空撮影、高所撮影、工事現場撮影等危険な条件のもとで業務を遂行する場合は、事故等に万全を期さなければならない。

第9条（土地及び施設の使用）

受注者は、業務実施に当たり、必要な土地及び施設等の使用、その他必要な費用は、受注者の負担において処置しなければならない。

2. 公有又は私有の土地等に立入る場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3. 受注者は、住宅又は、垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者に許可を得なければならない。

ただし、占有者に対しあらかじめ許可を得ることが困難であるときは占有者に迷惑をおよぼさないよう十分注意して立入るものとし、この場合においては遅滞なくこの旨を占有者に通知しなければならない。

第10条（官公庁その他への手続等）

受注者は、業務実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督職員と打合せのうえ、迅速に処理しなければならない。

2. 受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第11条（シナリオ）

受注者は、本仕様書ならびに特別仕様書等に基づき綿密な調査と打合せを行い、シナリオを作成するとともに速やかに発注者の承認を受けるものとする。

2. シナリオは、この業務の意図を充分表現できる内容のものでなければならない。

第12条（撮 影）

受注者は、撮影日時、場所、方法等の詳細な事項について調査し、必要に応じ監督職員と協議するものとする。

2. 撮影は、シナリオの構成に基づいてその内容を適宜かつ効果的に表現できるような撮影時期、撮影方法及び演出方法等撮影内容を充分考慮し、また鮮明な美しい画面を得るため天候状態、照明方

法等についても考慮しなければならない。

3. 撮影機はデジタルビデオカメラ（HDカム用）とする。

第13条（編集）

動画・線画の下図及び完成図は、監督職員の承認を得た後、その撮影にとりかかるものとする。

2. 編集は、シナリオ構成に基づいてその内容を適宜かつ効果的に表現できるよう構成するものとする。
3. 脚本（AR台本）は編集構成に基づき作成するものとし、その内容については、監督職員と十分打合せて、その承認を得るものとする。
4. 編集が完了した時は、試写等を行い内容を協議するものとする。

第14条（録音）

音合せ録音は、発注者と十分協議のうえ、解説及び効果音（擬音・音楽）を挿入し、効果的な内容で収録するものとする。

2. ナレーター（解説者）は、正確な標準語で発音し、かつ美声でなければならない。
3. ナレーター（解説者）については、監督職員と協議して決定するものとする。
4. 録音のための選曲、擬音等は著作権の侵害にならないよう関係機関等に対する許可手続等は受注者において行うものとする。

第15条（成果物）

成果物は特別仕様書に記載した内容のものでなければならない。

2. 成果物は、発注者の承認を受けずに他に公表・貸与又は使用してはならない。

第16条（検査）

受注者は既済部検査及び、完了検査を受ける場合はあらかじめ成果物ならびに関係資料等を備えておくものとし、業務責任者が立会のうえ検査を受けなければならない。

2. 企画業務は、シナリオ内容等、業務内容の意図に照らし検査を行う。
3. 撮影業務は、検査用テープにおける映像内容等により検査を行う。
4. 編集業務は、編集内容及び録音内容（解説・効果音）等、業務内容の意図に照らし検査すると共に出来形（編集時間）等検査を行う。

第17条（履行報告）

受注者は契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第18条（保険加入の義務）

受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第19条（環境負荷低減への取組）

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

- (1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネル

ギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等）

- (2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- (3) 環境負荷低減に配慮したものの調達
- (4) 生物多様性に配慮した事業実施
- (5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第20条（その他）

ビデオテープ（マザーテープ）の寄託契約に関しては発注者と受注者との協議の上、決定するものとする。

4 著作権の保護期間（参考）

4-1 記録映像の著作権

記録映像の著作権は、その著作・創作行為については「発意と責任を有する者」すなわち製作者に帰属する（著作権法第29条及び第2条1項10号）。

また、著作権とは別に、著作権が著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を所有することを規定している。

記録映像の場合、その製作意図や利用目的を考慮すれば、製作者は、完成した映像著作物を円滑に利用できるよう配慮すべきであることから、著作権の行使について、発注者は製作者と対等な立場で事前協議するものとする。

4-2 著作権の保護期間

著作物の種類		保 護 期 間
① 原 則	単独著作物	創作時から作者の死後70年経過するまでの間
	共同著作物	創作時から最終死亡者の死後70年経過するまでの間
② 無名又は変名著作物		創作時から公表後70年経過するまでの間 (実名が明らかな場合は①)
③ 作者の死後公表された無名又は変名著作物		創作時から死後70年経過したと認められる時までの間
④ 団体著作物		創作時から公表後70年経過するまでの間（創作後70年以内に公表されなかった時は創作後70年経過するまでの間）
⑤ 継 続 刊行物	冊号を追い順次 公表するもの	それぞれ独立に①～④による
	一部分ずつ逐次 公表し、全部完成 するもの	最終部分の公表の時をこの著作物の公表の時とする
⑥ 死後、相続人のいないもの		消滅
⑦ 写真		④に同じ
⑧ 映画（映像）		公表後70年（その著作物がその創作後70年以内に公表されなかった時は、その創作後70年）を経過するまでの間、存続する。

参考：著作権法第42条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

5 標準画質対応機材における撮影業務費及び編集業務費（参考）

標準画質対応機材における撮影業務費及び編集業務費の算定は次のとおりとする。

なお、以下に示す費用以外の価格積算については、「記録映像製作業務の価格積算基準」を適用するものとする。

5-1 撮影業務費

(1) 直接経費

1) 材料費

材料費は、次表に示す材料について計上する。

名 称	規 格	数 量	単 位
撮 影 用 S D ビ デ オ テ ー プ	D V カ ム 30 分 用	構成時間に対する必要量	本
そ の 他		〃	

(2) 機械経費

機械経費は、次表に示す費用について計上する。

名 称	規 格 等	単 位	備 考
デジタルビデオカメラ (S D)	D V カ ム 1 式 (望 遠 ズ ー ム 、 録 音 機 含)	日 当 たり	
照 明 器 具	クォーツライト又はバッテリーライト	〃	必要に応じ計上
そ の 他			

5-2 編集業務費

(1) 直接経費

1) 材料費

材料費は、次表に示す材料等について計上する。

①納品がビデオテープの場合

名 称	規 格	数 量	単 位
マザーテープ (S D)	デジタルβカム又はD-2	構成時間に対する必要量	本
納品用ビデオテープ	1/2VHS NTSC方式	納品に要する必要量	〃
そ の 他			

②納品がDVDであり、納品枚数が300枚以下の場合

名 称	規 格	数 量	単 位
マザーテープ (S D)	デジタルβカム又はD-2	構成時間に対する必要量	本
D V D オ ー サ リ ン グ	メニューなし又はメニューあり	納品に要する必要量	作品
D V D - R コ ピ ー		納品に要する必要量	枚
そ の 他			

③納品がDVDであり、納品枚数が301枚以上の場合

名 称	規 格	数 量	単 位
マザーテープ（SD）	デジタルβカム又はD-2	構成時間に対する必要量	本
DVDオーサリング	メニューなし又はメニューあり	納品に要する必要量	作品
DVDマスタリング	片面一層	納品に要する必要量	作品
DVDプレス	片面一層	納品に要する必要量	枚
その他の他			

2) 編集費

編集費は、次表に示す費用について計上する。

名 称	規 格	数 量	単 位
オフライン編集費 （SD）	リニア又はノンリニア	構成時間に対する必要量	時間
オンライン編集費 （SD）	デジタルβカム又はD-2	〃	〃
特殊機器使用費		〃	〃
ワークテープ作成費	テープ代含む	〃	本

第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例について

調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例……………別冊

下記 URL 参照

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_tokubetu/index.html

第5 設計業務における照査技術者の配置について

1 照査技術者の配置

直轄事業で行う設計業務のうち以下に示す指定工種であって、業務請負代金額が概ね 500 万円以上の業務（以下、対象業務という。）については、「建設工事に係る設計業務等の請負契約書について」（平成 8 年 2 月 23 日付け 8 経第 263 号農林水産事務次官通知）の業務請負契約書第 11 条に規定する照査技術者の配置を設計図書において定めることとし、業務請負者に対し「設計業務照査の手引書（案）」（以下、「照査手引書」という。）に基づく照査を行わせることとする。

なお、対象業務以外についても、プロポーザル方式により契約を行った業務、設計 VE を実施する業務、ISO9000 シリーズを適用する業務等、特に品質の確保が要求される業務や、対象となる構造物の重要度等に応じて照査技術者を配置した照査を行わせることとする。

また、「照査手引書」に基づく照査を行うことが出来ない業務で照査を実施する場合は、当該業務の内容に応じて発注者が別途照査の方法（様式）を定めることとする。

【指定工種】

ダム、頭首工、用水機場、排水機場、用水路、排水路、パイプライン、水路トンネル、ほ場整備、農道、農道橋、ファームポンド、水管橋、地すべり対策工、ため池整備

（参考）【指定工種以外に「照査手引書」が整備されている工種】

鉄筋コンクリート構造物（ボックスカルバート、擁壁）、基礎工

設計業務照査の手引書（案）のダウンロード

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/s_syosa_tebiki/index.html

2 設計業務における照査の費用

設計業務における照査に必要な費用については、設計業務標準歩掛等において整備されている工種を除き見積りにより費用を計上されたい。

なお、見積りは、「第 8 設計業務歩掛見積要領について」によるものとする。

3 設計図書（特別仕様書）への記載方法

①特別仕様書記載例に基づき、照査技術者の配置についての内容を明記する。

②特別仕様書記載例に基づき、作業項目表に照査の作業項目・照査内容等を明記する。

4 その他

今後業務の照査に関する資料作成に資するため、照査に対する意見や、照査手引書に記載の無い工種の業務で照査技術者を配置する場合には、業務完了年度の翌年度4月末日までに各地方農政局土地改良技術事務所業務積算基準担当者あてに照査報告書一式（MS-WORD形式）を送付する。

また、各地方農政局土地改良技術事務所業務積算基準担当者は、管内集約後に九州農政局土地改良技術事務所業務積算基準担当者あてに送付することとする。

第6 電子成果品作成費について

1 地質・土質調査業務

一般調査業務費における電子成果品の作成費用は、次の式により算出する。

ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 4.7 X^{0.38}$$

ただし、X：直接調査費（千円）（電子成果品作成費は除く）

- （注）
1. 電子成果品作成費の上限については、260 千円とする。
 2. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接調査費を代入する。
 3. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
 4. 上式は、別に定める「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」によるものに適用する。

2 測量業務

測量作業費における電子成果品の作成費用は、次の式により算出する。

ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 2.3 X^{0.44}$$

ただし、X：直接人件費（千円）

- （注）
1. 電子成果品作成費の上下限については、上限：170 千円、下限 10 千円とする。
 2. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を代入する。
 3. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
 4. X（直接人件費）については、打合せに係る直接人件費を含む。
 5. 上式は、別に定める「測量成果電子納品要領（案）」によるものに適用する。

3 設計業務等

設計業務等における電子成果品の作成費用は、次の式により算出する。

ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

（1）実施設計

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 0.4 X^{0.69}$$

ただし、X：直接人件費（千円）

(2) 実施設計以外

電子成果品作成費（千円）＝ $10.0 \times X^{0.26}$

ただし、X：直接人件費（千円）

- (注) 1. 電子成果品作成費の上下限については、
- (1) の場合、上限：250 千円、下限：10 千円、
 - (2) の場合、上限：150 千円、下限：15 千円とする。
2. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を代入する。
3. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
4. X（直接人件費）については、打合せに係る直接人件費を含む。
5. 上式は、別に定める「設計業務等の電子納品要領（案）」によるものに適用する。

第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項

調査・測量・設計業務等に関する運用事項について以下のとおり定めたので、価格積算の参考とされたい。

運用事項一覧	
1. 共通	4. 設計業務
1-1. 歩掛採用の優先順位	4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況
1-2. 工期算定方法	4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い
1-3. 関連図書一覧	4-3. 電子計算機利用の設計単価
1-4. 設計等における数値の扱い	4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い
1-5. 技術者の職種区分	4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料
1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	4-6. 水路工の断面数の取扱い
1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	4-7. 水路工の中心線決定
1-8. 電子成果品作成費の計上方法	4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合
1-9. 諸経費率の扱いについて	4-9. パイプラインと畑地かんがい施設の水利計算
1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	4-10. 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲
	4-11. 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合
2. 調査業務	4-12. 環境整備の設計歩掛
2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	4-13. 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛
2-2. 機械ボーリングの掘削延長	4-14. 生態系調査の価格積算基準
2-3. 資機材等の現地搬入・搬出費	4-15. 図工の計上の取扱い
2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	4-16. 他省庁歩掛等の取扱い
2-5. 現場内小運搬の積算例	5. 機能診断業務
2-6. 室内土質試験等	5-1. 管理技術者及び照査技術者の取扱い
2-7. 解析等調査業務	
3. 測量業務	6. 現場技術業務
3-1. 成果品検定費を計上する場合の留意点	6-1. 設計変更の積算方法
3-2. 変化率の適用方法	6-2. 標準的な計算例
3-3. 地域区分の定義	6-3. 配置技術者の目安
3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳	
3-5. 路線測量における留意点	
3-6. 現地測量の歩掛適用範囲	
3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等	
3-8. 測量調査費として計上する内容	
3-9. 空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量の適用歩掛	

1. 共通

項 目	質 疑	回 答
1-1. 歩掛採用の優先順位	調査・測量・設計業務の歩掛の採用の優先順位如何。	積算基準（調査・測量・設計）及び、標準歩掛（調査・測量・設計）により積算を行う。 なお、標準歩掛で定めていない工種等については、積算参考歩掛、他省庁歩掛、市販されている参考資料、見積り等により適切な積算を行い、当該作業項目、作業内容等の条件を設計図書（特別仕様書、図面、現場説明書等）に記載するとともに、技術者の所要人員等を明示することとし、業務実施時には歩掛の妥当性を検証するための実態調査を行うものとする。 設計業務等標準積算基準書（国土交通省）等他省庁の公表歩掛を使用する場合には、実態調査を実施しなくても良い。但し、適用範囲に十分留意すること。
1-2. 工期算定方法	調査・測量・設計業務等における標準工期の算定方法を示されたい。	工期の算定は「設計業務の執行における留意事項」（平成5年5月25日付け5-61 施工企画調整室長通達）に留意し、下記を参考として運用するものとする。 なお、算定にあたっては業務の作業内容等を十分考慮する。 ①調査業務の工期算定式 $\text{工期} = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 + P7$ P1：内業工期（内業実日数は1業務当り20日を標準）$\times 30/18$ P2：外業工期（外業実日数）$\times 30/18$ P3：準備日数 15～30日（土木工事に類する場合は30日） P4：成果品作成日数 10日 P5：打合せ・その他日数 10日（打合せ回数3回程度で、移動日・時間調整を含む） P6：外業・内業段取り替え 5～15日（跡片付け含む）（土木工事に類する場合は15日） P7：その他（土地立ち入り手続き・成果検定（30日を標準とする）等に要する日数） ②測量業務の工期算定式 $\text{工期} = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 + P7 + P8$ P1：内業工期（内業技師補日数）$\times 2.0 \times 30/18$ P2：外業工期（外業技師補日数）$\times 30/18$ P3：準備日数 15日 P4：成果品作成日数 10日 P5：打合せ・その他日数 10日（打合せ回数3回程度で、移動日・時間調整を含む） P6：外業・内業段取り替え 5～10日（跡片付け含む） P7：関係機関との協議 10日（実態に応じた日数を計上） P8：その他（土地立ち入り手続き・成果検定（30日を標準とする）等に要する日数） ③設計業務の工期算定式 $\text{工期} = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6$ P1：内業工期（歩掛総数の多い職種日数）$\times 1.35 \times 30/18$ P2：外業工期（外業実日数）$\times 30/18$ P3：準備日数 15日 P4：成果品作成日数 10日 P5：打合せ・その他日数 20日（打合せ回数5回程度で、移動日・時間調整を含む） P6：その他（地元調整・他省庁協議等に要する日数）

項 目	質 疑	回 答
1-3. 関連図書一覧	調査・測量・設計業務等に関連する資料を示されたい。	次表のとおりである。

項 目		質 疑	回 答	
番号	図書名	内容	制定日等	通知者等
11	測量成果電子納品要領 (案)	測量作業規程に従って作成される測量成果等を電子納品する際の標準的な仕様を記載	制定 平成 17 年 4 月 最終改正 平成 31 年 4 月 一部改訂 令和 2 年 3 月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
12	電子化図面データの作成要領 (案)	電子化図面データの作成にあたり必要となる、属性情報 (ファイル名、レイヤ名等)、フォルダ構成、ファイル形式等の標準仕様を記載	制定 平成 17 年 4 月 最終改正 平成 31 年 3 月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
13	電子化写真データの作成要領 (案)	工事・測量・調査・設計等における写真の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を記載	制定 平成 17 年 4 月 最終改正 平成 31 年 3 月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成 15 年 3 月 最終改正 令和 6 年 3 月	農村振興局整備部 長
15	設計業務報告書標準様式 (案)	業務報告書の標準的な記載要領及び記載例	【実施設計編】 ・水路工、農道 平成 15 年 3 月 ・パイプライン 平成 22 年 3 月 一部改正 【基本設計編】 ・水路工 平成 15 年 3 月 ・パイプライン 平成 22 年 3 月 一部改正	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
16	土地改良工事数量算出要領 (案)	農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る直轄工事において、工事数量を算出する場合に適用	令和 6 年 3 月	農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室長
17	測量作業規程	測量法に基づき、公共測量を実施する機関が、観測機械の種類、観測法、計算法等を定めた規程	制定 平成 9 年 7 月 最終改正 令和 6 年 3 月	農村振興局長
各関連図書は、以下のアドレスにて公表 ・番号 (1, 2, 17) https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/index.html ・番号 (3, 14, 15) https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/index.html ・番号 (5～13) https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/doboku.html ・番号 (16) https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html				

項 目	質 疑	回 答
1-4. 設計等における数値の扱い	積算における設計単価等の扱い、端数処理の方法及び設計表示単位の取扱いについて示されたい。	設計単価等の扱い (1) 設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。 (2) 交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。 $(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税率})$ なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。 端数処理等の方法 (1) 歩掛 歩掛に補正を行う場合、補正係数を乗じた歩掛は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。 (2) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価） 補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位（小数点以下四捨五入）とする。 (3) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、各工種項目における端数処理とする。 (4) 金額 各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（小数点以下四捨五入）とする。 (5) 雑品（地質調査業務についてののみ） 雑品は、個々の歩掛に示された率を計上することとし、1円単位（小数点以下四捨五入）とする。 (6) 機械経費、通信運搬費等、材料費（測量業務についてののみ） 機械経費等は、個々の歩掛に示された率を計上することとし、1円単位（小数点以下四捨五入）とする。 (7) 単価表の合計金額 原則として、端数処理は行わない。 (8) 明細金額 明細金額は1,000円単位とし、1,000円未満を四捨五入する。 (9) その他原価、一般管理費等を算出する際の係数（設計業務についてののみ） 経費を算出する際の係数（$\alpha / (1 - \alpha)$ など）は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。 (10) 諸経費（設計業務の場合はその他原価、一般管理費等） 諸経費は、1,000円未満切捨てするものとする。 なお、複数の諸経費を用いる場合であっても、各々の諸経費で端数調整（切捨て）するものとする。 (11) 業務価格 業務価格は、10,000円未満切捨てするものとする。 ただし、単価契約は除くものとする。

項 目	質 疑	回 答																						
1-5. 技術者の職種区分	「技術者の基準日額」に示す技術者の職種区分定義等について示されたい。	技術者の職種区分定義等について、参考として以下に示す。																						
	(1) 測量業務技術者																							
	<table><tr><th>技術者の職種</th><th>職種区分定義</th></tr><tr><td>測 量 主 任 技 師</td><td>・ 測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</td></tr><tr><td>測 量 技 師</td><td>・ 測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</td></tr><tr><td>測 量 技 師 補</td><td>・ 上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</td></tr><tr><td>測 量 助 手</td><td>・ 測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</td></tr><tr><td>測 量 補 助 員</td><td>・ 測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。</td></tr><tr><td>操 縦 士</td><td>・ 測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。</td></tr><tr><td>整 備 士</td><td>・ 一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。</td></tr><tr><td>撮 影 士</td><td>・ 測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。 また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。</td></tr><tr><td>撮 影 助 手</td><td>・ 撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。</td></tr><tr><td>測 量 船 操 縦 士</td><td>・ 水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。</td></tr></table>	技術者の職種	職種区分定義	測 量 主 任 技 師	・ 測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。	測 量 技 師	・ 測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。	測 量 技 師 補	・ 上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。	測 量 助 手	・ 測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。	測 量 補 助 員	・ 測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。	操 縦 士	・ 測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。	整 備 士	・ 一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。	撮 影 士	・ 測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。 また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。	撮 影 助 手	・ 撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。	測 量 船 操 縦 士	・ 水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。	
	技術者の職種	職種区分定義																						
	測 量 主 任 技 師	・ 測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。																						
	測 量 技 師	・ 測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。																						
	測 量 技 師 補	・ 上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。 また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。																						
	測 量 助 手	・ 測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。																						
	測 量 補 助 員	・ 測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。																						
	操 縦 士	・ 測量用写真の撮影に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。																						
	整 備 士	・ 一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影に使用する航空機の整備を担当する者。																						
	撮 影 士	・ 測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。 また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。																						
撮 影 助 手	・ 撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。																							
測 量 船 操 縦 士	・ 水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。																							
(2) 地質、土質調査業務技術者																								
<table><tr><th>技術者の職種</th><th>職種区分定義</th></tr><tr><td>地 質 調 査 技 師</td><td>・ ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。</td></tr><tr><td>主任地質調査員</td><td>・ ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。</td></tr><tr><td>地 質 調 査 員</td><td>・ ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。</td></tr></table>	技術者の職種	職種区分定義	地 質 調 査 技 師	・ ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。	主任地質調査員	・ ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。	地 質 調 査 員	・ ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。																
技術者の職種	職種区分定義																							
地 質 調 査 技 師	・ ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。																							
主任地質調査員	・ ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。																							
地 質 調 査 員	・ ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。																							

項 目	質 疑	回 答																																											
	(3) 設計業務等技術者 <table><tr><th>技術者の職種</th><th>職種区分定義</th></tr><tr><td>主 任 技 術 者</td><td> - 先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 - 工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 - 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。 </td></tr><tr><td>技 師 長</td><td> - 複数の非定型業務を統括し極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。 </td></tr><tr><td>主 任 技 師</td><td> - 定型業務に精通し、部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。 </td></tr><tr><td>技 師 A</td><td> - 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに、非定型的な業務を担当する。 </td></tr><tr><td>技 師 B</td><td> - 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。 </td></tr><tr><td>技 師 C</td><td> - 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。 </td></tr><tr><td>技 術 員</td><td> - 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して、基礎的資料を作成する。 </td></tr></table> なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。 ○定型業務 - 調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務 - 参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務 - 設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務 ○非定型業務 - 調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務 - 比較検討のウェイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務 - 文化性、芸術性が特に重視される業務 - 先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務 - 委員会運営や関係機関との調整等を要する業務 - 計画から設計まで一貫した業務 (4) 記録映像製作業務技術者 <table><tr><th>職 種</th><th>内 容</th><th>備 考</th></tr><tr><td>プロデューサー</td><td>・スタッフを総括し製作の全責任をもち作品の内容を適確かつ効果的に表現する創造的作業の担当</td><td>(設計)技 師 A</td></tr><tr><td>製 作 主 任 (演 出 助 手)</td><td>・演出者の助手及び日程の調整、現場交渉等製作業務を担当</td><td>(測量)技 師 補</td></tr><tr><td>シナリオライター</td><td>・構成及び打合せによりシノプシス及び解説を担当</td><td>(測量)主任技師</td></tr><tr><td>演 出 者</td><td>・シナリオにしたがって効果的に撮影業務を担当</td><td>(測量)主任技師</td></tr><tr><td>撮 影 技 師</td><td>・カメラを担当</td><td>(測量)主任技師</td></tr><tr><td>録 音 技 師</td><td>・必要に応じて録音を担当</td><td>(測量)技 師</td></tr><tr><td>照 明 技 師</td><td>・必要に応じて照明を担当</td><td>(測量)技 師</td></tr><tr><td>助 手</td><td>・必要に応じて撮影、照明等の助手を担当</td><td>(測量)技 師 補</td></tr></table> 「記録映像製作業務の価格積算基準」より	技術者の職種	職種区分定義	主 任 技 術 者	- 先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 - 工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 - 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。	技 師 長	複数の非定型業務を統括し極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。	主 任 技 師	定型業務に精通し、部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。	技 師 A	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに、非定型的な業務を担当する。	技 師 B	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。	技 師 C	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。	技 術 員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して、基礎的資料を作成する。	職 種	内 容	備 考	プロデューサー	・スタッフを総括し製作の全責任をもち作品の内容を適確かつ効果的に表現する創造的作業の担当	(設計)技 師 A	製 作 主 任 (演 出 助 手)	・演出者の助手及び日程の調整、現場交渉等製作業務を担当	(測量)技 師 補	シナリオライター	・構成及び打合せによりシノプシス及び解説を担当	(測量)主任技師	演 出 者	・シナリオにしたがって効果的に撮影業務を担当	(測量)主任技師	撮 影 技 師	・カメラを担当	(測量)主任技師	録 音 技 師	・必要に応じて録音を担当	(測量)技 師	照 明 技 師	・必要に応じて照明を担当	(測量)技 師	助 手	・必要に応じて撮影、照明等の助手を担当	(測量)技 師 補	
技術者の職種	職種区分定義																																												
主 任 技 術 者	- 先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 - 工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 - 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。																																												
技 師 長	複数の非定型業務を統括し極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。																																												
主 任 技 師	定型業務に精通し、部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。																																												
技 師 A	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに、非定型的な業務を担当する。																																												
技 師 B	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。																																												
技 師 C	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。																																												
技 術 員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して、基礎的資料を作成する。																																												
職 種	内 容	備 考																																											
プロデューサー	・スタッフを総括し製作の全責任をもち作品の内容を適確かつ効果的に表現する創造的作業の担当	(設計)技 師 A																																											
製 作 主 任 (演 出 助 手)	・演出者の助手及び日程の調整、現場交渉等製作業務を担当	(測量)技 師 補																																											
シナリオライター	・構成及び打合せによりシノプシス及び解説を担当	(測量)主任技師																																											
演 出 者	・シナリオにしたがって効果的に撮影業務を担当	(測量)主任技師																																											
撮 影 技 師	・カメラを担当	(測量)主任技師																																											
録 音 技 師	・必要に応じて録音を担当	(測量)技 師																																											
照 明 技 師	・必要に応じて照明を担当	(測量)技 師																																											
助 手	・必要に応じて撮影、照明等の助手を担当	(測量)技 師 補																																											

項 目	質 疑	回 答																																			
1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	調査業務及び測量業務において、作業歩掛を見積りにより徴取する場合の方法を示されたい。	調査業務及び測量業務において、作業歩掛を見積りにより徴取する場合の方法については、「設計業務歩掛見積要領」に準ずる。																																			
1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合の業務費における算定方法を示されたい。	地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合は、個々の積算基準に基づき業務費を算定し、合算するものとする。																																			
1-8. 電子成果品作成費の計上方法	電子成果品作成費の計上方法を示されたい。	次のとおりである。																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th><th>算定方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地質・土質調査</td><td>一般調査業務費</td><td>本通知「第6 電子成果品作成費について」の1 地質・土質調査業務により算定する。なお、CD代を含む。</td></tr> <tr> <td>解析等調査業務費</td><td>市場単価に含まれる</td></tr> <tr> <td>機能診断業務（調査）</td><td>本通知「第6 電子成果品作成費について」の1 地質・土質調査業務により算定する。なお、CD代を含む。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">測量</td><td>測量作業費</td><td>本通知「第6 電子成果品作成費について」の2 測量業務により算定する。なお、CD代を含む。</td></tr> <tr> <td>測量調査費</td><td>本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。</td></tr> <tr> <td rowspan="8">設計</td><td>設計業務（実施設計）</td><td>本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（1）実施設計により算定する。なお、CD代を含む。</td></tr> <tr> <td>見積による設計業務（実施設計）</td><td>本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（1）実施設計により算定する。なお、CD代を含む。</td></tr> <tr> <td>設計業務（構想及び基本設計）</td><td>本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。</td></tr> <tr> <td>機能診断業務（設計）</td><td>本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。</td></tr> <tr> <td>積算参考資料作成</td><td>本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。</td></tr> <tr> <td>見積による設計業務（実施設計以外）</td><td>本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。</td></tr> <tr> <td>現場技術業務</td><td>計上しない（電子納品対象外）</td></tr> <tr> <td>良質構造物設計施工技術検討業務</td><td>計上しない（電子納品対象外）</td></tr> <tr> <td colspan="2">記録映像製作業務</td><td>計上しない（電子納品対象外）</td></tr> </tbody> </table>			項 目		算定方法等	地質・土質調査	一般調査業務費	本通知「第6 電子成果品作成費について」の1 地質・土質調査業務により算定する。なお、CD代を含む。	解析等調査業務費	市場単価に含まれる	機能診断業務（調査）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の1 地質・土質調査業務により算定する。なお、CD代を含む。	測量	測量作業費	本通知「第6 電子成果品作成費について」の2 測量業務により算定する。なお、CD代を含む。	測量調査費	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。	設計	設計業務（実施設計）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（1）実施設計により算定する。なお、CD代を含む。	見積による設計業務（実施設計）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（1）実施設計により算定する。なお、CD代を含む。	設計業務（構想及び基本設計）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。	機能診断業務（設計）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。	積算参考資料作成	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。	見積による設計業務（実施設計以外）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。	現場技術業務	計上しない（電子納品対象外）	良質構造物設計施工技術検討業務	計上しない（電子納品対象外）	記録映像製作業務		計上しない（電子納品対象外）
項 目		算定方法等																																			
地質・土質調査	一般調査業務費	本通知「第6 電子成果品作成費について」の1 地質・土質調査業務により算定する。なお、CD代を含む。																																			
	解析等調査業務費	市場単価に含まれる																																			
	機能診断業務（調査）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の1 地質・土質調査業務により算定する。なお、CD代を含む。																																			
測量	測量作業費	本通知「第6 電子成果品作成費について」の2 測量業務により算定する。なお、CD代を含む。																																			
	測量調査費	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。																																			
設計	設計業務（実施設計）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（1）実施設計により算定する。なお、CD代を含む。																																			
	見積による設計業務（実施設計）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（1）実施設計により算定する。なお、CD代を含む。																																			
	設計業務（構想及び基本設計）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。																																			
	機能診断業務（設計）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。																																			
	積算参考資料作成	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。																																			
	見積による設計業務（実施設計以外）	本通知「第6 電子成果品作成費について」の3 設計業務等（2）実施設計以外により算定する。なお、CD代を含む。																																			
	現場技術業務	計上しない（電子納品対象外）																																			
	良質構造物設計施工技術検討業務	計上しない（電子納品対象外）																																			
記録映像製作業務		計上しない（電子納品対象外）																																			

項 目	質 疑	回 答
1-9. 諸経費率の扱いについて	標準歩掛及び積算参考歩掛が適用できない業務は、どの業種の諸経費率を使用するのか。	標準歩掛及び積算参考歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。(他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。)例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。
1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	設計変更に伴う業務価格の積算の考え方を示されたい。	請負業務の設計変更は、官積算により、次の方法で行うものとする。 (1) 設計変更の要領 設計変更の積算は、次の方法により行う。 ア 第1回変更設計額 業務価格(落札率を乗じた額) $= \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{第1回変更官積算業務価格}$ 第1回変更設計額 = 業務価格(落札率を乗じた額) × (1 + 消費税率) イ 第2回変更設計額 業務価格(落札率を乗じた額) $= \frac{\text{第1回変更請負額}}{\text{第1回変更官積算業務価格}} \times \text{第2回変更官積算業務価格}$ 第2回変更設計額 = 業務価格(落札率を乗じた額) × (1 + 消費税率) (2) 留意事項 ア 落札率の算定に用いる請負額(変更請負額)、官積算額(変更官積算額)は、消費税相当額を除いた額とする。 イ 落札率は、小数点以下第7位を切り捨てし6位止めとする。 ウ 設計変更における単価について、以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合

2. 調査業務

項 目	質 疑	回 答																													
2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	地質・土質調査業務の一般調査費、解析等調査業務費の算出方法を例示されたい。	(例) 1) 一般調査費 (A) 直接調査費＋間接調査費 1,000,000 円 (技術解析に要する経費を除く) (B) 諸経費 599,000 円 ((A) × 59.9%) 2) 解析等調査業務費 (C) 直接人件費 240,000 円 (C') 直接経費 (積上分) 0 円※ (D) その他原価 129,000 円 ((C) × α / (1-α)) α : 35% (E) 一般管理費等 198,000 円 (((C) + (C') + (D)) × β / (1-β)) β : 35% 3) 調査業務価格 調査業務価格 = (A) + (B) + (C) + (C') + (D) + (E) = 2,166,000 円 ※本計算例において直接経費 (積上分) は計上していない。																													
2-2. 機械ボーリングの掘削延長	標準貫入試験及びサンプリング等の延長の取扱いを示されたい。	標準貫入試験及びサンプリング等の延長も含むが、最終貫入 (サンプル) 長については、掘削先端位置より標準貫入試験 (サンプリング) を行うため、下図の様にボーリング掘削延長には含めない。																													
2-3. 資機材等の現地搬入・搬出費	現地搬入・搬出費はどのようにするのか。	運搬費は間接調査費で計上する。 運搬費は、最寄の積算基地から現地までの資機材等の搬入、搬出 (機械器具等運搬) を対象とする。 ボーリング用資機材等の搬入、搬出は、2 t、3 t、4 t の 2.9 t 吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準 (ボーリング用資材 1 編成分) とするが、これによりがたい場合は別途考慮する。 3t 車 (2.9t 吊りクレーン付き) の場合 <table><tr><th>項 目</th><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>労務費</td><td>運転手 (特殊)</td><td></td><td>人</td><td></td><td>α (人/h) × T</td></tr><tr><td>材料費</td><td>軽油</td><td></td><td>L</td><td></td><td>β (L/h) × T</td></tr><tr><td rowspan="2">機械経費</td><td>トラック損料</td><td>3 t 車 (クレーン付き)</td><td>時間</td><td>T</td><td>土地改良事業等請負工事機械経費算定基準による。</td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>日</td><td></td><td>〃</td></tr></table> (注) 1. T = [運搬距離 (km)] ÷ 30 (km/h) : 小数点以下第 2 位 (第 3 位四捨五入) α = [年間標準運転日数] ÷ [年間標準運転時間] β = [運転 1 時間当たり燃料消費量 (L/h)] 2. 運搬距離は往路、復路の合計とする。	項 目	名 称	規 格	単位	数量	摘 要	労務費	運転手 (特殊)		人		α (人/h) × T	材料費	軽油		L		β (L/h) × T	機械経費	トラック損料	3 t 車 (クレーン付き)	時間	T	土地改良事業等請負工事機械経費算定基準による。	〃	〃	日		〃
項 目	名 称	規 格	単位	数量	摘 要																										
労務費	運転手 (特殊)		人		α (人/h) × T																										
材料費	軽油		L		β (L/h) × T																										
機械経費	トラック損料	3 t 車 (クレーン付き)	時間	T	土地改良事業等請負工事機械経費算定基準による。																										
	〃	〃	日		〃																										

項 目	質 疑	回 答
2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	土質と岩盤ボーリングが混在する場合の考え方を示されたい。	土質と岩盤ボーリングが混在する場合、ボーリング、標準貫入試験等は、地質区分に応じた機種、規格で積算するが、運搬費については規格の大きい1機種を対象とする。
2-5. 現場内小運搬の積算例	積算例を示されたい。	① 人肩運搬及び特装車運搬の総運搬距離積算例 例 1 ●: ボーリング地点 総運搬距離 = ① + ② + ③ + ④ 例 2 ●: ボーリング地点 道路 a から道路 b へ出る場合 総運搬距離 = ① + ② + ③ 道路 a から道路 a へ戻る場合 総運搬距離 = ① + ② + ② + ① ② モノレール運搬総運搬距離・設置距離・設置箇所計算例 case 1 ●: ボーリング地点 総運搬距離 = ① + ② + ③ + ③ + ② + ① 設置距離 = ① + ② + ③ 設置箇所数 = 1 箇所 case 2 総運搬距離 = (① + ② + ② + ①) + (① + ④ + ④ + ①) 設置距離 = ① + ② + ④ 設置箇所数 = 2 箇所 (① + ② と ④ 又は ① + ④ と ②) なお、積算に当たっては経済比較により安価な方を採用すること。 ③ 標高差の考え方 例 1 基準面 標高差 例 2 基準面 標高差 例 3 基準面 標高差 ●: ボーリング地点

項 目	質 疑	回 答
2-6. 室内土質試験等	室内土質試験等の費用はどこに計上するのか。	室内土質試験等の費用は直接調査費に計上する。
2-7. 解析等調査業務	解析等調査業務を計上する場合の取扱いを示されたい。	ボーリング等の作業を行う場合においては、原則として解析等調査業務（既存資料の収集・現地調査、資料整理取りまとめ、断面図等の作成、総合解析取りまとめ、打合せ）を計上するものとする。
	資料整理取りまとめ及び断面図等作成に、解析等調査業務費と一般調査業務費があるが、両方の計上が必要か。	解析等調査業務費及び一般調査業務費に係るものがあり、両方を計上することにより、作業が成り立つことから、原則として両方計上するものとする。

3. 測量業務

項 目	質 疑	回 答
3-1. 成果検定費を計上する場合の留意点	成果検定費は、成果の重要性を勘案して検定が必要な場合計上するとあるが、検定を要する測量にはどのようなものがあるか。	測量作業規程で精度を要すると規定されている測量、後続の測量の基準となる測量（基盤地図情報に該当する測量成果等）及び成果の重要性を勘案して地図作成（修正、写真図を含む）、空中写真測量、航空レーザ測量、三次元点群測量を成果検定対象の基準とする。 (1) 基準点測量関係 1 級基準点測量 全てを検定の対象とする。 2 級基準点測量 全てを検定の対象とする。 3 級基準点測量 下記 3 項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ①永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合。 ②4 級基準点測量の基準となる場合。 ③縮尺 1/500 地図作成のための標定点測量の基準となる場合。 4 級基準点測量 下記 2 項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ①永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合。 ②縮尺 1/500～1/1000 の地図作成のための標定点測量の基準となる場合。 (2) 水準測量関係 1 級水準測量（レベル等による） 全てを検定の対象とする。 2 級水準測量（レベル等による） 全てを検定の対象とする。 3 級水準測量（レベル等による） 下記の 2 項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ①永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合。 ②図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線測量となる場合。 (3) 空中写真測量関係 撮影面積にかかわらず検定の対象とする。 (4) 数値地形図データ作成関係 現地測量・数値図化・数値地形図修正・航空レーザ測量で作成した数値地形図データファイルについては、面積・縮尺にかかわらず検定の対象とする。 (5) 三次元点群測量 観測面積にかかわらず検定の対象とする。
	成果品検定費を計上する場合に基準日額及び旅費交通費は計上するのか。	成果検定機関との成果の受渡しは郵送等により行うことを標準としているので、成果検定に要する基準日額及び旅費交通費は計上しないものとする。
	成果検定料金を示されたい。	成果検定料金は、物価資料を参考にして計上する。
	測量作業歩掛の変化率は外業にのみ適用するのか。内外業ともか。	内外業に必要な経費（資材、器材を含む）額に適用する。
3-2. 変化率の適用方法		

項 目	質 疑	回 答																																								
3-3. 地域区分の定義	測量業務における地域区分の定義は如何に。	次のとおりである。 縮尺 1/25,000																																								
		<table><tr><th>区分</th><th>平 地</th><th>丘 陵 地</th><th>低 山 地</th><th>高 山 地</th></tr><tr><td>大市街地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市街地 (甲)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市街地 (乙)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>都市近郊</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>耕地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>原野</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>森林</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地	大市街地					市街地 (甲)					市街地 (乙)					都市近郊					耕地					原野					森林				
	区分	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地																																					
	大市街地																																									
	市街地 (甲)																																									
	市街地 (乙)																																									
	都市近郊																																									
	耕地																																									
	原野																																									
	森林																																									
3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳	機械経費、材料費、通信運搬費等の構成内訳を示されたい。	標準歩掛における各費目の構成は下表によるものとし、原則として歩掛内の各費目の直接人件費に対する割合として率計上する。																																								
	<table><tr><th>費 目</th><th>経費の内訳</th><th>摘 要</th></tr><tr><td rowspan="2">機械経費</td><td>主要機械費</td><td>歩掛表に明示される機械等の損料、使用料</td></tr><tr><td>雑器材費</td><td>上記以外の器械及び耐久性消耗品類の経費</td></tr><tr><td rowspan="3">材料費</td><td>主要材料費</td><td>歩掛表に明示される物品等の経費</td></tr><tr><td>雑品費</td><td>上記以外の消耗品類</td></tr><tr><td>処理薬品費</td><td>写真処理に関する経費</td></tr><tr><td rowspan="3">通信運搬費等</td><td>通信運搬費</td><td>電話代、切手代、宅配便代等</td></tr><tr><td>補償費</td><td>伐木補償費、踏み荒らし料</td></tr><tr><td>雑費</td><td>上記以外の費用</td></tr></table>	費 目	経費の内訳	摘 要	機械経費	主要機械費	歩掛表に明示される機械等の損料、使用料	雑器材費	上記以外の器械及び耐久性消耗品類の経費	材料費	主要材料費	歩掛表に明示される物品等の経費	雑品費	上記以外の消耗品類	処理薬品費	写真処理に関する経費	通信運搬費等	通信運搬費	電話代、切手代、宅配便代等	補償費	伐木補償費、踏み荒らし料	雑費	上記以外の費用																			
費 目	経費の内訳	摘 要																																								
機械経費	主要機械費	歩掛表に明示される機械等の損料、使用料																																								
	雑器材費	上記以外の器械及び耐久性消耗品類の経費																																								
材料費	主要材料費	歩掛表に明示される物品等の経費																																								
	雑品費	上記以外の消耗品類																																								
	処理薬品費	写真処理に関する経費																																								
通信運搬費等	通信運搬費	電話代、切手代、宅配便代等																																								
	補償費	伐木補償費、踏み荒らし料																																								
	雑費	上記以外の費用																																								

項 目	質 疑	回 答
3-5. 路線測量における留意点	路線測量で中心線測量の測点間隔を変えた場合、縦断測量の補正はどうするのか。	縦断測量歩掛は測点間隔により、作業量が変化しないので補正はない。
	IP 設置測量で IP 設置計算が不要な場合（IP 点の座標値が既知である場合）とはどのような場合が想定されるか。	次のような場合が考えられる。 ①既設農道の拡幅、オーバーレイ等で既設中心標等を利用できる場合 ②既設用排水路の改修等で既存の IP 杭が残っている場合 ただし、地震等により中心標等が移動している可能性がある場合は新たに IP 計算を行う必要がある。
	路線測量の使用材料のうち、杭の規格はどのようになっているか。	杭の規格は下記を標準とする。 I. P 杭 9 cm×9 cm×90 cm 杉角 引照点杭 9 cm×9 cm×75 cm 杉角 保護杭 6 cm×6 cm×60 cm 杉角 役 杭 9 cm×9 cm×75 cm 杉角 中心杭 6 cm×6 cm×60 cm 杉角 控え杭 6 cm×6 cm×60 cm 杉角 仮 BM 杭 9 cm×9 cm×75 cm 杉角 見通杭 4.5 cm×4.5 cm×45 cm 杉角 用地幅杭 6 cm×6 cm×60 cm 杉角
3-6. 現地測量の歩掛適用範囲	現地測量には、基準点測量歩掛を含むのか。	含まれていない。別途計上する。
3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等	測地成果 2000 とは何か。	測量の基準とする位置座標の値を日本固有の「日本測地系」から、世界共通基準として使用されている「世界測地系」に移行することで、平成 14 年 4 月の改正測量法の施行をもって適用される。このため、平成 14 年度 4 月以降の公共測量の実施においては、世界測地系に基づき業務を行う必要がある。 なお、これに伴い位置座標の値は、例えば関東地方において東南方向へ約 450m 修正変更が必要となる。
	測地成果 2000 に伴い業務(工事)実施上の留意点は如何に。	既往の実施図面成果と今後の公共測量に基づき実施された図面成果において、位置座標値が整合（接合）しない事態が発生するため、継続的管理を要する図面成果については、測地系の適用を区分した表記が必要となる。 1. 図面枠外に「世界測地系」を適用。 2. 図面枠座標値の値修正。 3. 図面枠座標線の位置修正。 4. 座標変換ソフト使用による図面成果再出力等の対応が必要となる。 なお、世界測地系への移行に併せて、国土交通省所管の「水準点」成果も変更される。修正後の値については、各地方整備局に問合せの上使用する事になる。

項 目	質 疑	回 答
3-8. 測量調査費として計上する内容	測量調査費にはどのようなものを計上できるのですか。	測量調査費は以下のものを計上できます。 測量手法の計画に関する測量調査 ・基準点測量等の測量手法の計画 ・宇宙技術等を用いた測量手法の計画 ・地上写真等による調査の計画 ・リモートセンシングによる調査計画 ・新測量技術の総合評価 地図作成に関する測量調査 ・地図情報の自動解析 ・画像情報の自動解析 ・各種地図データ利用のためのG I Sの構築 ・衛星画像の解析 ・地図投影法の設計 ・主題図の設計 地域開発関連の測量調査 ・広域開発計画における画像情報による調査解析 ・広域開発計画における地図情報による調査解析 ・地図情報による用地管理の調査解析 ・地図情報による地下空間開発のための調査解析 ・海底地形・地質の面的調査解析 施設管理関連の測量調査 ・画像情報による水資源等の調査解析 ・G I Sによる施設管理システムの構築 ・ダム周辺地盤の変動量の調査解析 ・構造物等の変位調査解析 ・画像情報による河川流量・交通量の自動解析システムの設計 ・画像解析による構造物の空洞・亀裂等調査解析 ・G I Sによる農業用水管理のための解析 防災関連の測量調査 ・写真による災害状況の調査 ・リモートセンシングによる災害調査 ・写真測量による火山噴出量の解析 ・G I Sによる災害予測の解析（水害、火災、震災、津波等） ・地盤沈下地域の解析 ・地殻変動の調査解析 ・地図・画像情報による地滑り・崩壊地の調査解析 環境解析に関する測量調査 ・沿岸海域の調査解析 ・大規模構造物の景観シミュレーション ・大規模構造物に関する環境シミュレーション ・リモートセンシングによる環境調査解析 ・マクロ環境解析（広域・総合） 工事施工に関する測量調査 ・C A Dによる工事完成モデルの解析 ・工事施工に伴う連続モニタリング ・工事施工に伴う高精度計測 ・土木・建築構造物の形状調査解析 ・位置誘導システムの設計 基礎測量調査 ・地殻構造の調査解析 ・ジオイドの調査解析 ・海面変動の調査解析

項 目	質 疑	回 答
3-9. 空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量の適用歩掛	空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量等の農水省の積算基準にない歩掛について、市販されている他省庁の歩掛をそのまま使用してよろしいか。	国土交通省等他機関が定める歩掛で該当するものがあれば、内容等について使用の適否を十分確認の上、使用されたい。 また、参考とする歩掛がない場合は見積り徴取による。

4. 設計業務

項 目	質 疑	回 答	
4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況	各工種の構想、基本、実施の各設計段階における、地質調査等及び測量の実施状況を示されたい。	次表のとおり想定している。	
(1) 地質調査等の実施状況			
対象工種	構 想 設 計	基 本 設 計	実施設計及び補足設計
全工種	地質調査は実施されていない。	地質調査、土質試験が概略レベルで完了している。	地質調査、土質試験が高い精度で完了している。
(2) 測量の実施状況			
対象工種	構 想 設 計	基 本 設 計	実施設計及び補足設計
コンクリートダム フィルダム	・貯水池及びその周辺の地形図 (1/1,000～1/5,000)	・貯水池及びその周辺の地形図 (1/1,000～1/5,000) ・ダム地点の地形図 (1/500～1/1,000) ・縦断面図 (1/200～1/500) ・横断面図 (1/200～1/500) ・貯水池河川縦断面図 (1/200～1/500) ・材料採取地地形図 (1/200～1/500)	・貯水池及びその周辺の地形図 (1/1,000～1/5,000) ・ダム地点の地形図 (1/500～1/1,000) ・縦断面図 (1/200～1/500) ・横断面図 (1/200～1/500) ・貯水池河川縦断面図 (1/200～1/500) ・材料採取地地形図 (1/200～1/500)
頭首工 溪流取水工	・頭首工又は溪流取水工及びその周辺の地形図 (1/1,000～1/3,000)	・頭首工又は溪流取水工及びその周辺の地形図 (1/1,000～1/3,000) ・頭首工又は溪流取水工地点平面図 (1/200～1/500) ・河川縦断面図 (1/1,000～1/3,000) ・河川横断面図 (1/500)	・頭首工又は溪流取水工及びその周辺の地形図 (1/1,000～1/3,000) ・頭首工又は溪流取水工地点平面図 (1/200～1/500) ・河川縦断面図 (1/100) ・河川横断面図 (1/100～1/500)
ポンプ場	・機場及びその周辺の地形図	・機場及びその周辺の地形図 ・機場地点平面図 ・河川縦横断面図	・機場及びその周辺の地形図 ・機場地点平面図 ・河川縦横断面図
水路工	・設計対象区域の地形図 (1/5,000)	・設計対象区域の地形図 (1/1,000)	・設計対象区域の地形図 (1/500) ・設計対象区域の縦横断面図
農地造成 畑地かんがい施設	・設計対象区域の地形図 (1/25,000～1/50,000) (1/2,500～1/5,000)	・設計対象区域の地形図 (1/2,500～1/5,000)	・設計対象区域の地形図 (1/1,000 又は 1/500)
ほ場整備	－該当無し－	・設計対象区域の地形図 (1/1,000～1/5,000)	・設計対象区域の地形図 (1/1,000 又は 1/500)
農道 1	・設計対象区域の地形図 (1/5,000)	・設計対象区域の地形図 (1/2,500)	・設計対象区域の地形図 (1/500) ・設計対象区域の縦横断面図
農道 2	・設計対象区域の地形図 (1/5,000)	・設計対象区域の地形図 (1/2,500)	・設計対象区域の地形図 (1/500) ・構造物地点の平面図 ・構造物地点の縦横断面図

※農道 1、2 の詳細は、以下のとおりである。

農道 1：現況調査計画の基本設計
道路計画の構想、基本、実施設計
道路トンネルの基本、実施設計
道路トンネル設備の実施設計

農道 2：橋梁の構想、基本、実施設計
大型構造物の基本、実施設計

項 目	質 疑	回 答
4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い	直接経費の電子計算機使用料及び機械器具損料は、どのような場合に計上するのか、計上する場合の取扱いを示されたい。 また、その他原価について「特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要となる経費を含む。」とは、どういう取扱いが示されたい。	当該業務のためにのみ必要な設計計算用ソフトの購入代金、使用料、リース代金及び特殊な技術計算を外注する場合の委託費は、別途直接経費として積上げ計上するものとし、通常使用している汎用性のある標準的なソフトの購入代金、使用料、リース代金及びハード等の機械器具損料等は、率の対象項目である。 その他原価の「特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要となる経費を含む。」とは、外注先の経費を含むということである。
4-3. 電子計算機利用の設計単価	電子計算機を利用する場合の設計単価を別途計上する場合の取扱いを示されたい。	電子計算機を利用する場合の設計単価については、電子計算機使用料等計上に係る記載がある歩掛を除き、原則見積りにより決定するものとする。 見積りに当たっては、解析条件やパラメータ等の仕様を示し、各地方の電子計算機センター等へ依頼されたい。 なお、解析歩掛及び電算費、処理時間等一括した見積書とする。
4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い	過年度実施済みの類似した業務を発注する場合、歩掛の査定が行われるのか。	原則として査定は行わない。
4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料	コンクリートダム【特記】電算機の使用を前提とあるが、電算機使用料は歩掛中に含まれるのか。	設計業務の価格積算基準にある電子計算機使用料は一般に市販されていないソフトを使用（開発）する場合の費用をさしており、この場合は別途計上する。 一般ソフトが使用可能な場合、その費用はその他原価に含まれている。
4-6. 水路工の断面数の取扱い	水路工で3つの流量区分に区分されているが、同一区分の中でも水路断面は数種に分かれることがあり、この場合の歩掛は水路断面数と、それぞれの延長により増減すると考えられるが断面数による補正の如何。	一般的な水路の場合、断面数は概ね水路延長に比例するものとして歩掛は作成されているので、同一歩掛区分にあるものと断面数に関係なく延長のみで積算して差し支えない。
4-7. 水路工の中心線決定	水路工設計は路線計画設計と設計に区分されているが路線の中心線の決定はどちらで行うのか。	基本的に路線計画設計でどの路線に水路を計画するかを決定するものであり、設計では決定された路線のどこを中心線にするかを経済性・施工性等の検討から決定するものである。
4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合	同じ流量区分で近接する路線を複数設計する場合は、路線ごとの数量で計上するのか、合計してから計上するのか。	路線が同一の用（排）水系統で近接している場合は、基本的に合計した数量で計上するものとする。ただし、設計条件が大きく異なる場合は、路線ごとの数量で計上してよい。
4-9. パイプラインと畑地かんがい施設の水利計算	「パイプライン設計」と「畑地かんがい施設設計」とに示す管路工の「水利計算」では同じものか、混合して使ってよいのか。	目的とする構造物が違うので、同じものではない。よって、混合して使用する事は想定出来ない。

項 目	質 疑	回 答
4-10. 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲	畑かん施設設計の「7. ファームポンド及び配水の設計」において特記に容量 $V=500\text{m}^3 \cdot \text{RC}$ 蓋無としているがこれを超え異なるときの積算歩掛は如何に。	別途見積り徴取して積算を行う。
	畑地かんがい施設工7ファームポンド【特記】…適宜割増…とは、の割増率はいくらか。	割増率は計画する施設規模によるため一概には定めていないので、見積り等により対応する。
4-11. 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合	同一業務（農道工）で、近接する路線を複数設計する場合は、路線ごとの数量で計上するのか、合計してから計上するのか。	路線ごとに独立していると考えられる場合は、路線ごとの数量で計上する。
4-12. 環境整備の設計歩掛	環境整備に関する設計業務を発注する場合の設計作業歩掛はどうしたらよいか。	見積り徴取する。
4-13. 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛	環境調査を行う場合の歩掛は何を参考とすれば良いか。	国土交通省等他機関が定める歩掛で該当するものがあれば、内容等について使用の適否を十分確認の上、使用されたい。 また、参考とする歩掛がない場合は見積り徴取による。
	水質調査、大気質測定、流量観測に係る価格積算基準は何を適用すればよいか。	計測機器、測量機器等を用いて行う現場作業に関わる費用の積算は「測量業務の価格積算基準」に準じる。
4-14. 生態系調査の価格積算基準	動植物の生息状況等の現地調査に係る価格積算はどのようにしたら良いか。	動植物等の知識に基づき、現場において専門的な判断を要する調査に係る技術者については設計業務等技術者とし、人件費の構成、その他原価及び一般管理費等は設計業務の価格積算基準に準じる。
4-15. 図工の計上の取扱い	図工を計上する場合の取扱いを示されたい。	当該業務内容により図工を計上する必要がある場合（CADによらない作図作業、図面の着色作業等）には、直接経費のその他（製図費）に計上する。 なお、労務単価は測量助手を適用する。
4-16. 他省庁歩掛等の取扱い	設計業務の積算において、設計業務費の構成が異なる基準を使用する場合の取扱いを示されたい。	当面の間、積算基準（調査・測量・設計）と他省庁等の積算基準による歩掛を併せて使用する場合には、それぞれの積算基準により業務価格を算出し、合算するものとする。

5. 機能診断業務

項 目	質 疑	回 答
5-1. 管理技術者及び照査技術者の取扱い	機能診断業務における管理技術者及び照査技術者の考え方について示されたい。	「農業水利施設機能診断業務の管理技術者及び照査技術者については、地方農政局における建設工事に係る設計業務の請負契約書の細部運用について」を参照すること。 なお、農業水利施設機能総合診断士制度の概要については下記のとおりである。 1. 目的 農業水利施設の更新・保全管理を適切かつ効率的に実施する技術者を養成し、一定水準を有する技術者に資格を付与し、農業水利施設システムについて高度な機能診断業務活動を推進する。 2. 定 義 (1) 農業水利施設機能総合診断士 農業水利施設システムについて、維持管理の状況、変状の状況、性能低下の程度等の点検・調査、今後の予測を行い、その診断結果に基づき対策工法等の選択、経済比較、最適整備計画を策定、及び対策の記録と実施後のフォローアップを行うに値する技術者 (2) 農業水利施設システム 農業水利施設システムとは、次のいずれかを言う。 ア 用水システム（1つの灌漑地区における水源施設、取水施設、導・配水施設、圃場灌漑施設、水管理制御施設等の農業水利施設系組織全体） イ 排水システム（1つの排水地区における排水路、遊水池、水門、排水機場、水管理制御施設等の農業水利施設系組織全体） ウ ア、イの複合システム 3. 農業水利施設機能総合診断士の位置付け 農業水利施設機能総合診断士（以下、「機能総合診断士」という）は、（社）農業土木事業協会が実施する講習会を受講し、さらに試験により一定水準の農業水利施設の機能診断技術を有すると認定され、登録した者に与えられる資格である。 機能総合診断士は、蓄積された既存の農業水利施設を対象に、それらの機能維持・保全管理に重点を置いた業務に従事していくこととなる。 一定地域の用排水を管理するにあたっては、農業用排水路、ダム、頭首工、用排水ポンプ場等の諸々の農業水利施設が一つのシステムとなって、初めてその機能を発揮することから、幹線水路のみの部分的な農業水利施設を機能診断する場合でも、全体の農業水利システムの機能・特性を理解したうえで、機能診断することが重要である。 機能総合診断士は、農業水利システムの一次的な機能診断を行うとともに、必要に応じて各分野の専門家の協力を得て、各施設の詳細な診断結果をもとに農業水利システムとしての総合的な機能診断、経済比較を行い、最適機能保全計画を策定することとなる。

6. 現場技術業務

項 目	質 疑	回 答
6-1. 設計変更の積算方法	現場技術業務の変更積算方法を示されたい。	変更の積算は次によるものとする。 (1) 直接人件費 一般勤務は契約条件として明示された業務内容又は業務期間に変更のない限り変更契約はしない。 (2) 直接経費 ア 現場経費は契約条件として明示された業務期間が変更になった場合に限り業務期間の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。 イ 旅費交通費は契約条件として明示された業務内容又は業務期間の変更に伴い、当初設計の旅費交通費が変わる場合に限り実情に関係なく変更するものとする。 (3) その他原価、一般管理費等は直接人件費、旅費交通費、現場経費を変更した場合には変更する。
6-2. 標準的な計算例	標準的な計算例を示されたい。	〔現場技術業務（監督支援型）の価格積算に関する計算例〕 （技術者単価は令和6年度を用いている。） 【計算例の条件】 履行期間＝100 日間 準備期間＝ 5 日間 業務期間＝履行期間－準備期間＝100 日間－5 日間＝95 日間 内業 55 日間、外業 40 日間（現場経費として業務用自動車の使用を見込む場合）とする。 （計算例） 業務期間（月数）＝ 95 日間 / (30.4 日 / 月) ＝ 3.1 ヶ月 （小数点以下第2位四捨五入、第1位止め） 履行開始日 作業開始日 業務完了日 ← 準備期間(5 日間) → ← 業務期間(95 日間) 内業 55 日間・外業 40 日間 → ← 履行期間(100 日間) → (1) 直接人件費の計上方法 ア 一般勤務に係る費用の積算方法 一般勤務に係る直接人件費の対象となる期間は、業務期間とする。 直接人件費の費用の算定は、業務期間(日数単位)に係数(0.64)及び該当職種の基準日額を乗じて求めるものとする。 （計算例） 現場技術員(B)(技師C)の場合 一般勤務の人件費＝業務期間(日数)×係数(0.64)×技師Cの基準日額 ＝95 日間×0.64×38,400 円＝2,334,720 円

項 目	質 疑	回 答
		イ 業務打合せ 業務打合せは、業務の管理及び総括等を管理技術者が1ヶ月毎に実施するもので、その対象となる期間は業務期間とする。 打合せに必要な費用の算定は、管理技術者に打合せ回数を乗じて求めるものとする。 なお、管理技術者は「技師A」とし、現場技術員1人当たり0.25人/回を計上する。但し1名/回を上限とする。 業務期間 3.1ヶ月(95日間)打合せ回数=3回(業務期間小数第1位四捨五入) 業務打合せは、1回当たりの打合せ歩掛が0.25人/回であるため、1回当たり1日(打合せ及び移動に要する日数)を基本とする。ただし、交通機関の事情等でこれにより難しい場合は別途実情に基づいて検討する。 (計算例) 現場技術員1人で移動時間が往復2時間(0.25日)の場合。 業務打合せ人件費=技師Aの基準日額× (技師Aの歩掛×人数+移動に要する日数)×打合せ回数 =57,000円×(0.25人/回+0.25人)×3回 =85,500円 旅費交通費 : 打合せ回数分を計上 (2) 直接経費の計上方法 事務用品費(用紙、文房具類等)及びパソコン経費は、その他原価に含まれるため原則として計上しない。 ア 旅費交通費の算定方法 旅費交通費は「第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」に準じて算定する。 (ア) 勤務場所を国営事業所に指定する場合 a 通勤で業務を行う場合 積算上の基地から勤務場所までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道60km程度)若しくは片道所要時間1時間程度、又は公共交通機関を利用する場合において、片道所要時間2時間程度の範囲については、原則として交通費を計上しない。

項 目	質 疑	回 答
		b 滞在して業務を行う場合 (計算例) 一般交通機関を利用する場合 基 地 片道 120km 所要時間片道 2 時間 30 分 勤務場所 (a) 交通費 交通費＝(運賃＋特急料(急行料))×往復 ＝(2,000 円＋1,500 円)×2＝7,000 円(税抜き) (b) 滞在費 滞在費は業務のために現地に滞在する費用とし、その基準は農林水産省職員日額旅費支給規則「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」を適用する。 (例) 技師Cの場合(3 級相当) 滞在費＝4,000 円(税抜き)×30 日/月×3.1 ヶ月 ＝372,000 円 技術員の場合(2 級相当) 滞在費＝3,700 円(税抜き)×30 日/月×3.1 ヶ月 ＝344,100 円 (c) 勤務場所から現地までの往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費、日額旅費は算定しない。 (d) 滞在費の対象日数は、30 日/月とする。 (イ) 勤務場所を国営事業所に指定しない場合 a 通勤で業務を行う場合 勤務場所への交通費は計上しない。なお、積算基地から現地までの外業に要する業務用自動車経費は現場経費に計上する。 b 滞在して業務を行う場合 (ア) の b に準じて計上する。 (ウ) 業務打合せに係る旅費交通費 (計算例) 日帰りでライトバン使用の場合 業務打合せ場所まで、片道 30km、片道所要時間 1 時間程度で、打合せ回数は 3 回とする。 交通費＝交通費(1 回当たり)×打合せ回数 ＝2,411 円×3 回＝7,233 円 交通費(1 回当たり)＝ライトバン損料(2 時間)＋ガソリン代 ＝1,600 円＋842 円＝2,442 円(税抜き) (3) 現場経費の計上方法 ア 業務用自動車に係る費用の積算方法 業務内容が現地調査、現場監督等を目的とする外業の場合、現地への移動に必要な業務用自動車経費を計上する。 業務用自動車に要する費用の算定は、外業日数に自動車日当たり損料を乗じて求めるものとする。 なお、業務用自動車の利用にあたって、駐車場を有償で借りる必要がある場合は、駐車料金を別途計上すること。 (計算例) 現場への移動に要する運転時間往復 1 時間で、外業日数 40 日間の場合 (ア) 日当たり損料＝1,390 円「土地改良事業等機械損料算定表」より (イ) ガソリン代＝156 円/ℓ×2.7ℓ/hr/日×1hr＝421 円/日 (ウ) 業務用自動車経費＝外業日数×日当たり損料＝40 日間×(1,390 円＋421 円) ＝72,440 円 イ 運転労務費は、現場技術員が直接運転するものとして計上しない。 ウ 業務用事務室損料は、発注者施設を無償使用する場合は計上しない。

項 目	質 疑	回 答				
6-3. 配置技術者の目安	標準的な配置技術者の目安を示されたい。					
	(参考) 現場技術業務（監督支援型）内容と配置技術者の目安					
			技師 A	技師 B等	技師 C	技術 員
	管理技術者		◎	—	—	—
業 務 内 容	1 設計に関する業務					
	(1) 設計及び工事の積算に関する資料等の作成		—	△	○	○
	(2) その他上記に準じる事項		—	△	○	○
	2 監督に関する業務					
	(1) 施工計画の検討		—	△	○	○
	(2) 工程管理の点検		—		△	○
	(3) 出来形管理及び品質管理の確認		—		△	○
	(4) 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成		—	△	○	○
	(5) 工事施工に関する資料等の作成		—	△	○	○
	(6) 工事施工に関する立会、観察、測定等		—		△	○
	(7) 工事の安全確保及び事故報告		—	△	○	○
	(8) 工事現場発生品の確認		—		△	○
	(9) 工事受注者に対する支給品等の確認		—		△	○
	(10) その他上記に準じる事項		—	△	○	○
	3 関係機関等との協議に関する業務					
	(1) 関係機関等との協議に関する資料等の作成		—	△	○	○
	(2) その他上記に準じる事項		—	△	○	○
	4 事業実施に関する業務					
	(1) 事業実施に関する資料等の作成		—	△	○	○
	(2) その他上記に準じる事項		—	△	○	○
◎：管理技術者						
○：主体的な職種（業務内容の難易度により技師Cと技術員を使い分け）						
△：業務内容が特に高度な場合の職種（○主体的な職種の上位ランクの技師）						
※必要な資格等を要求する場合は、業務内容に応じた職種を選定し、特別仕様書に記載するものとする。						

第8 設計業務歩掛見積要領について

国営土地改良事業等で実施する設計業務の業務価格の積算にあたっては、農村振興局長が定める積算基準（価格積算基準、標準歩掛等）に基づき実施しているところであるが、業務の条件が標準歩掛の内容と異なる場合や歩掛が定められていない場合において、見積りを徴取することにより歩掛を定める場合は、『設計業務歩掛見積要領』及び『参考歩掛徴取依頼書（例）』を参考に、適切に歩掛値を決定するものとする。

なお、上記による歩掛を適用して積算した場合は、当該作業項目、作業内容等の条件を設計図書（特別仕様書、図面、現場説明書等）に的確に記載するとともに、積算根拠（技術者の所要人員等）を明示することとする。

また、これらにより適用した歩掛については、当該業務において、妥当性を検証するための実態調査を別紙、様式2を参考に行うものとする。

設計業務歩掛見積要領

1 適用範囲

この要領は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸事業及び地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業、国営海岸保全事業及び国営地すべり対策事業に係る設計業務について、業務の作業歩掛を見積りにより徴取する場合に適用する。

2 見積徴取業者の選定及び依頼

（1）見積徴取業者は原則として 5 者以上の業者を選定する。

なお、やむを得ず 5 者未満の業者で見積りを行う場合はその理由を明らかにする。

（2）見積徴取業者は、原則として一般競争及び指名競争契約参加有資格者名簿に記載されている業者のうち、建設コンサルタントとして登録されている業者とする。

（3）見積依頼は原則として事業（務）所長名で依頼する。

3 見積条件

見積依頼先各者が適切な見積りを行えるように、原則として次の事項を示すものとする。

- （1）設計の目的
- （2）建設予定位置
- （3）設計基本条件
- （4）設計作業項目、作業内容及び作業数量
- （5）設計作業に関する貸与資料
- （6）設計業務費の構成と歩掛見積徴取範囲
- （7）設計技術者の職種と定義
- （8）予定実施期間
- （9）提出内容

4 見積書の提出

見積書は作業項目及び設計技術者区分毎に必要な人員を記載する旨依頼する。

5 見積りによる積算歩掛の決定

（1）当初積算時

提出された見積書の内容を十分に確認した上で、類似作業の歩掛及び過去の実績等から適当と認められる見積書の歩掛に当該年度の設計業務技術者基準日額を代入した合計額に対して最多頻度の価格（過半数以上が同一の価格）を採用する。なお、最多頻度の価格が特定できない場合は、平均価格に最も近い見積書の歩掛を採用する。

（2）変更積算時

当該業務の受注者より見積りを徴取し、妥当性を確認した上で採用する。なお、見積書の歩掛の妥当性については、類似作業の歩掛、過去の実績等から確認することとする。

〇〇設計業務（仮称）実施のための参考歩掛徴取依頼書（例）

1 目 的

本参考歩掛徴取依頼書は〇〇事業で実施を予定している〇〇設計業務（仮称）の積算の参考とするための作業歩掛を徴取するものである。

2 建設予定位置

〇〇県〇〇市〇〇地内

3 設計基本条件

【設計の基本条件を明記する。】

4 設計作業項目、作業内容及び作業数量

【作業項目、作業内容及び数量を明記する。】

作業項目	作 業 内 容	作業数量

5 設計作業に関する貸与資料

【予定している貸与資料を明記する。】

6 設計業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- （1）本業務の設計業務費の構成は「設計業務の価格積算基準の制定について」（以下「価格積算基準」という）（平成5年3月25日付け5構改D第157号構造改善局長通知）によるものとする。
- （2）歩掛見積徴取範囲は価格積算基準で定義されている直接人件費のうち、上記4. 設計作業項目、作業内容及び作業数量を実施する為に必要な設計技術者の人数を徴取する。

7 設計技術者の職種と定義

設計技術者の職種と定義は次のとおりとする。

技術者の職種	職 種 定 義
主任技術者	・ 先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 ・ 工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 ・ 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
技師長	・ 複数の非定型業務を統括し極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
主任技師	・ 定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。 - また、非定型業務を指導し、最重要部分を担当する。
技師 (A)	・ 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。 - また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
技師 (B)	・ 一般的な定型業務を複数担当する。 - また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
技師 (C)	・ 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。 - また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
技術員	・ 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。 - また、補助員を指導して、基礎的資料を作成する。

注) 表中の定型業務、非定型業務の定義は次に示すものを参考に判断する。

① 定型業務

- ・ 調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務。
- ・ 参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務。
- ・ 設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務。

② 非定型業務

- ・ 調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務。
- ・ 比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度な技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務。
- ・ 文化性、芸術性が特に重視される業務。
- ・ 先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務。
- ・ 委員会運営や関係機関との調整等を要する業務。
- ・ 計画から設計まで一貫した業務。

8 予定実施期間

契約時期： ○○年○○月

実施期間： ○○ヶ月程度

9 提出内容

(1) 見積書は別紙様式に作業項目毎に必要な延べ人数を記載し提出する。

(2) 提出先

○○農政局○○事業所長

【担当】 工事○課設計係 ○○

(3) 提出期限

10 その他

歩掛見積りに当たって貸与資料が必要な場合は別途担当まで連絡願います。

【様式 1】

見 積 書

下表の様式に従って各作業項目毎に延べ人数（小数点以下第 1 位まで）を記入するものとする。
作業内容等から他の職種が必要と判断される場合は、適宜追加するものとする。

（単位：人）

作業項目	職 種					
	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
合 計						

【様式2】

見積歩掛実態調査表

1. 調査目的

本調査は土地改良工事における「〇〇工△△設計」について、その実態を把握し、見積歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

(※上記〇〇は当該工種名を記載する。△△は「構想」「基本」「実施」のいずれかを記載する)

2. 概要

発注者	局 名	
	事業所名	
	業務名	
	担当者名	
受注者	受注者名	
	担当者名	
	担当者連絡先	

3. 歩掛調査様式

作業項目	作業内容	歩 掛 (発注者記載)						歩 掛 (受注者記載)					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
合	計												

※作業項目及び作業内容は使用した見積歩掛のものを記載する。

4. 歩掛に差異が生じた理由 (発注者記入)

5. 歩掛に差異が生じた理由 (受注者記入)
